



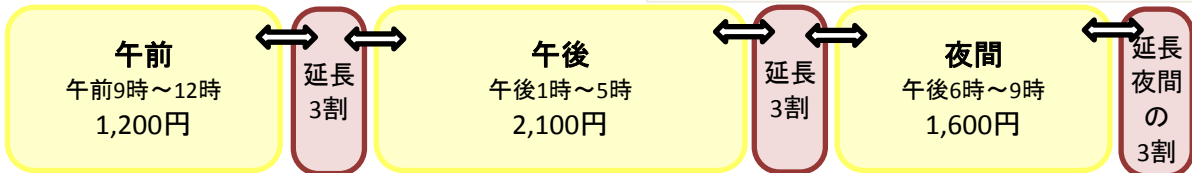
(集会室編)

利用時間帯が変わります。また、「午前と午後①」、「午後①と午後②」、「午前と午後①と午後②と夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間については、延長使用料を徴収し、延長使用料は定額とします。

「久我山会館」の「第1集会室」を例に説明いたします。  
(※料金は一般料金の使用料で計算)

現行(平成26年12月使用分まで)

1日の利用時間帯と使用料は、以下の通り。

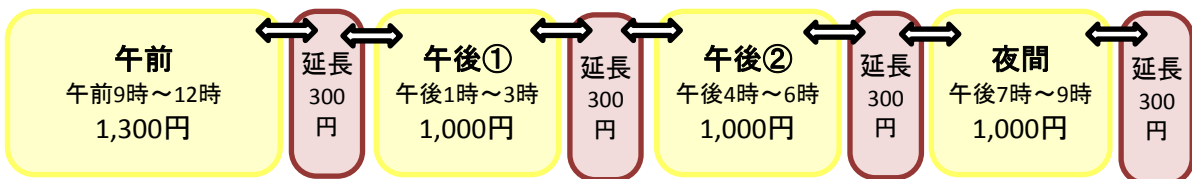


「午前と午後」「午後と夜間」「午前と午後と夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間については、延長使用料を徴収していません。

改定

改定後(平成27年1月使用分から)

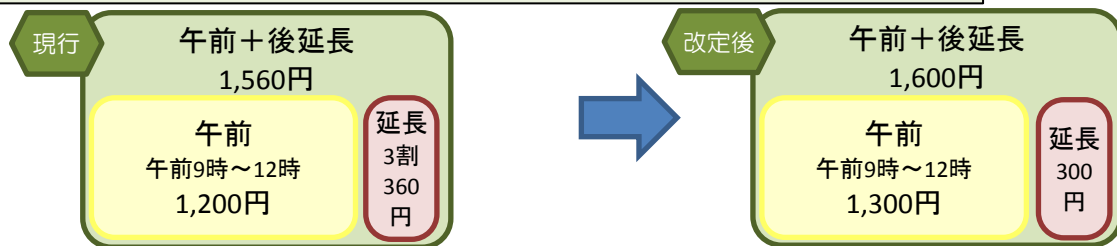
1日の利用時間帯と使用料は、以下の通り。



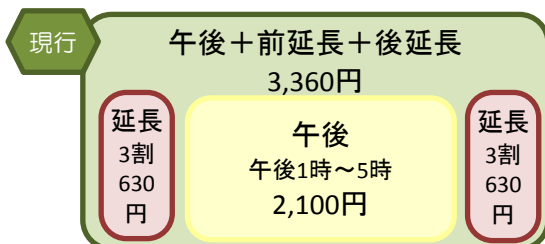
「午前と午後①」「午後①と午後②」「午前、午後①、午後②、夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間についても、延長使用料を徴収いたします。

計算例1

「午前」に「後延長」を付けた場合(午前9時~12時45分)

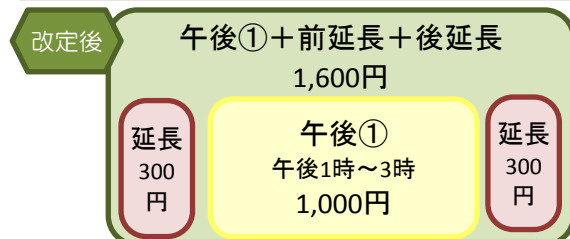


「午後」に「前延長」と「後延長」をつけた場合(12時15分~午後5時45分)



※対応する時間帯がありませんので、「午後①」で説明します。

「午後①」に「前延長」と「後延長」をつけた場合(12時15分~午後3時45分)



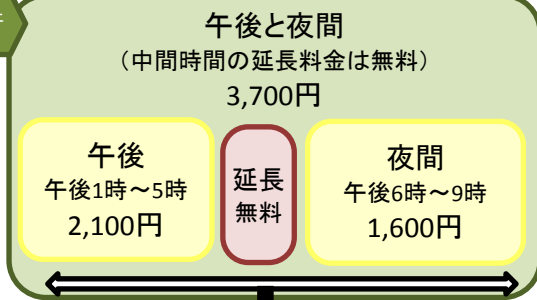
## 計算例2

改正後は、連続する時間帯を引き続き使用する場合は、中間時間についても、延長使用料がかかります。

### 「午後」と「夜間」の場合 (午後1時～午後9時)

※対応する時間帯がありませんので、「午後①」「午後②」「夜間」で説明します。

現行



改定後

### 「午後①」「午後②」「夜間」3コマの場合 (午後1時～午後9時)

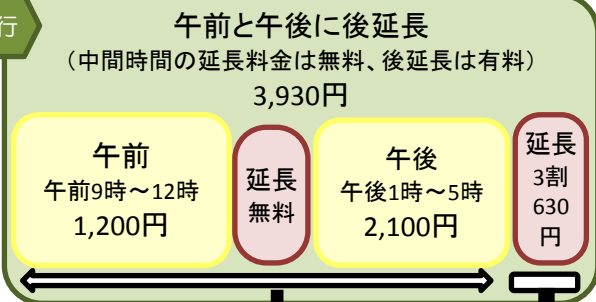


「さざんかねっと」では、「午後」と「夜間」(または「午後①」「午後②」「夜間」)と一緒に指定すると、自動的に中間時間も予約されます。

### 「午前」と「午後」に「後延長」をつけた場合 (午前9時～午後5時45分)

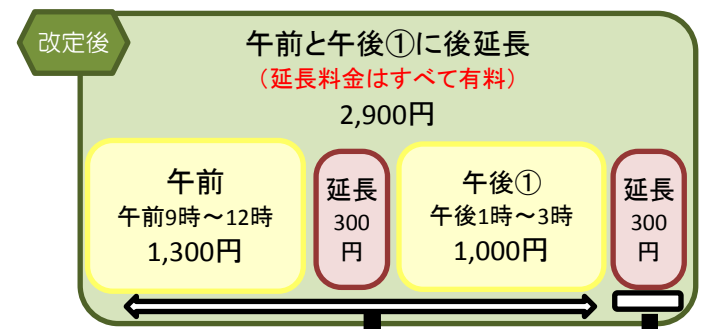
※午後に対応する時間帯がありませんので、「午前」と「午後①」+「後延長」で説明します。

現行



改定後

### 「午前」と「午後①」に「後延長」をつけた場合 (午前9時～午後3時45分)



「さざんかねっと」では、「午前」と「午後」(または「午前」と「午後①」)と一緒に指定すると、自動的に中間時間も予約されます。

後延長を付けるには、「午前」「午後」(または「午前」と「午後①」)を申込み後、「後延長」の申込みの操作をお願いいたします。

※なお、「午前」と「午後」(または「午後①」)を別々に予約した場合は、中間の延長時間が予約されず、利用できません。

## お知らせ

- 施設使用料や、利用時間帯については、平成27年1月利用分から改定されます。詳しい内容は、杉並区公式ホームページ等でご確認をお願いいたします。(さざんか一ど登録団体は一般料金の半額ではなくなり、あらたに「登録団体料金」が設定されます。また、附帯設備や備品の半額措置は無くなります。)
- 現在ご利用いただいております「さざんかねっと」は、平成26年10月1日(予定)にバージョンアップし、リニューアルする予定です。抽選スケジュール等について変更を予定しています。
- 集会室等の利用料金は、平成27年1月利用分から改正後の施設使用料が適用されます。
- その他詳しくは、杉並区公式ホームページやさざんかねっとのお知らせ画面で、順次お知らせしていく予定です。